老 四 色 刀 ・	07.休健倒土用品	1			
管 理 番 号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事 故 原 因	再発防止措置	情報通知者受付年月日
2008-3309 2008/08/21	かみそり(使い捨てタ イプ)	安全かみそりを使用中、ヘッド部分 のスムーサーが破損し、顔の皮膚を切った。	事故品は、購入してから1年近く、洗面所で保管されていたことから、保管中の湿度の影響によりスムーサー(水溶性ポリマー)が劣化し、使用時に破損した可能性はあるものの、スムーサーの破損及びその有無は当該製品の安全性に影響しないと考えられることから、安全かみそりの一般的な取り扱い上の要因でけがをしたものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター
(事故発生地) 埼玉県	約1回	(軽傷)	(E2)		(受付:2008/11/04)
2008-1433	かみそり(替刃式)	替え刃式の女性用安全かみそりを使用していたところ、破損した刃で右足のすねに10針縫う裂傷を負った。	破損した刃を拡大観察等により確認した結果、刃と保持板のスポット溶接部分は正常に溶接されており強度に問題は無かったと判断されることから、溶接強度以上の力が加わったことにより刃が溶接部から剥離し、その剥離した刃に接触して裂傷を負ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	輸入事業者
(事故発生地) 福岡県	約1回	(軽傷)	(E2)		(受付:2008/07/09)
2008-3698 2008/11/21	かみそり(電池式、替 刃式)	電池によって微細振動する替刃式の かみそりを使用していたところ、頬を 切り出血した。	替え刃の刃先端には異常な損傷はみられず、微細振動は規則的な振動であり、振動にも異常はみられなかったことから、使用方法によりけがを負ったものと推定される。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	消費者センター
(事故発生地)					
鹿児島県	約4日	(軽傷)	(E2)		(受付:2008/12/01)
2007-7061 2007/04/15	カラーコンタクトレン ズ	カラーコンタクトレンズを使用していたところ、突然、眼が見えなくなり、病院で両眼角膜上皮剥離と診断された。	一般に、コンタクトレンズ装用による眼障害の発症 要因として、不適切な使用方法や品質の問題等が考えられるが、事故品に傷や欠けはなく、また、詳細な使 用方法等が不明であり、原因の特定はできなかった。	事故原因が不明であるため、措置はとれなかった。 なお、当該製品は、これまで雑貨品扱いで規制がなかったが、当機構が行った使用実態等の調査結果を受け、厚生労働省所管の薬事法によって、規制されることとなった。	消費者センター
(事故発生地) 大阪府	約1日	(軽傷)	(G1)		(受付:2008/03/18)

	○ 7.休使用工川品				
管 理 番 号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事 故 原 因	再 発 防 止 措 置	情報通知者受付年月日
2007-5425 2007/12/26	カラーコンタクトレンズ	カラーコンタクトレンズを使用していたところ、左眼角膜潰瘍を起こし、入院した。	一般に、コンタクトレンズ装用による眼障害の発症要因として、不適切な使用方法や品質の問題等が考えられるが、事故品の入手ができないことなどから、調査できなかった。 なお、取扱説明書、ホームページ及び店頭のDVDなどで、使用方法に関する注意喚起が行われていた。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。 なお、当該製品は、これまで雑貨品扱いで規制がなかったが、当機構が行った使用実態等の調査 結果を受け、厚生労働省所管の薬事法によって、 規制されることとなった。	医療機関
(事故発生地) 千葉県	約2か月	(軽傷)	(G2)		(受付:2008/01/15)
2007-5244 2007/12/14	カラーコンタクトレン ズ -	カラーコンタクトレンズを装用していたところ、両目が痛くなって充血し、かすんできた。病院で、両目とも点状表層角膜びらんと診断された。	一般に、コンタクトレンズ装用による眼障害の発症 要因として、不適切な使用方法や品質の問題等が考えられるが、事故品の入手ができないことなどから、調 査できなかった。 なお、取扱説明書、ホームページ及び店頭のDVD などで、使用方法に関する注意喚起が行われていた。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。 なお、当該製品は、これまで雑貨品扱いで規制がなかったが、当機構が行った使用実態等の調査結果を受け、厚生労働省所管の薬事法によって、規制されることとなった。	医療機関
(事故発生地) 静岡県	約45日	(軽傷)	(G2)		(受付:2008/01/07)
2007-4316 2007/10/25	カラーコンタクトレンズ	カラーコンタクトレンズを装用した まま仮眠したところ、両眼に激痛があ り涙が止まらず、病院で角膜潰瘍と診 断された。	一般に、コンタクトレンズ装用による眼障害の発症 要因として、不適切な使用方法や品質の問題等が考え られるが、被害者の協力を得られず、事故品の入手が できないことなどから、調査できなかった。	事故品が入手できないことから、調査不能であるため、措置はとれなかった。 るため、措置はとれなかった。 なお、当該製品は、これまで雑貨品扱いで規制 がなかったが、当機構が行った使用実態等の調査 結果を受け、厚生労働省所管の薬事法によって規 制されることとなった。	医療機関
(事故発生地) 神奈川県	約1か月	(#\$\frac{1}{2} \left(\frac{1}{2} \right) \right(\frac{1}{2} \right) \right) \right(\frac{1}{2} \right) \right(\frac{1}{2} \right) \right) \right(\frac{1}{2} \right) \right(\frac{1}{2} \right) \right) \right\left(\frac{1}{2} \right) \right\l	(G2)		(受付:2007/11/12)
2008-3950 2008/12/12	スプレー缶	(軽傷) マンションの室内で、殺虫剤等のスプレー缶に穴を開けていたところ爆発し、天井板や台所のガラスが破損などするとともに、家人1人が重傷の火傷を負った。	被害者が、閉め切った台所で使用済みのスプレー缶等、計14本に穴を開けてガスを抜く作業を行ったことで、スプレー缶等に残っていた可燃性ガスが室内に充満し、隣室の居間でたばこの火をつけたために、室内に充満したガスに引火して爆発したものと推定され	被害者の不注意とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	製品評価技術基盤機構
		を見つた。	3 .		
(事故発生地) 徳島県	不明	(重傷)	(E2)		(受付:2008/12/16)

		1工川山							ı				1					
管 理 番 号 事故発生年月日	品	名	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	再	発	防 止	措	置	情報通知者受付年月日
2009-0608 2009/04/00	スプレー缶 殺虫剤)	(ペット用	いたと	ころ、 が白く	ット用 スプレ なり、	一を排	申してい	ハた人	製造工程で唱 タンと噴口の じて液漏れし、 ことで寒冷刺湯 たしたものと指	間に異物が挟 漏れた気化 数を受け、指	み込まれたた ガスが指に吹	き付けられた	られる事故 とらなかっ なお、作	≀であるた た。 ≅業前に作 〔ボタン・	の情報はなめ、既販品業場所・作費の業を行	はこいてで 業台の清 なている	の措置は 帚を徹底	消費者センター
	ペットアース : アース・バ (株)) アース・バイ 株)	イオケミカル																
(事故発生地) 鹿児島県	約1回							(軽傷)				(A2)						(受付:2009/05/27)
2008-5103 2008/12/03	スプレー缶	(殺虫剤)	ろ、前]に置い	ヒータいてあっ、	たスプ	プレー台	₽の殺	石油ファン b 過熱され、内日 ガスにファン b る。	Eの上昇によ	り破裂し、漏	スプレー缶が 洩した可燃性 のと推定され	被害者の 置はとらな		みられる事	なである?	ため、措	製造事業者
, ,			1,720															
(事故発生地) 千葉県	不明						(拡;	大被害)				(E2)						(受付:2009/03/03)
2008-3778 2008/11/29	スプレー缶	(殺虫剤)	いたと	ころ出	ターを 火し、 42平	ファン	ノヒー	ターの	石油ファンと 過熱され、内日 ガスにファンと のと推定される	Eの上昇によ ニーターの火	り破裂し、漏	スプレー缶が 洩した可燃性 災に至ったも	被害者の置はとらな)不注意と かった。	みられる事	≆故である;	ため、措	製品評価技術基盤機 構
(事故発生地) 大分県	不明						(拡)	大被害)				(E2)						(受付:2008/12/05)
2009-0994	スプレー缶	(消臭剤)	80 c	mほど	に火を離れた	位置は	こあった		事故品の側面 およそ0.2m が認められたこ	ımの穴が開	いており、そ	の位置に直径の内面側に傷		付けでホ	3)年6月	に社告を打	掲載 し、	消費者センター
2009/07/04	h Z w h v° s ·	エ	レー缶	「から炎	が上が	った。			つき、露出した 穴から漏れ出た 火したものと推 なお、事故品	ニ鋼が内容物 ニ噴射剤(L É定される。 品は、200	により腐食し Pガス)にこ	て穴が開き、	止し、同年イプに設計回収洩れの	€10月か トを変更し シ事故であ ゾールタイ	ら非エアソ ている。 るが、設計 プ製品の市	「一ルのト」 当該事故(変更以前(場残存率(リガータ は、社告 に製造さ は真少と	
	クイックパン 花王(株)	ナ							れたものであっ				みられるこ	とから、 、追加の	今後の事故措置はとら	発生状況 なかった。	を注視す	
(事故発生地) 東京都	約2年						(製,	品破損)				(A2)						(受付:2009/07/09)

	07.床庭闱工用吅				
管 理 番 号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事 故 原 因	再発防止措置	情報通知者受付年月日
2008-3559 2008/09/06	スプレー缶(制汗剤)	内容物が残存しているスプレー缶を 廃棄するために、足踏み式の缶潰し器 で缶に穴を開けて潰そうとしたとり 、缶が破裂し、飛んだ缶の一部がた。 当たって口の右横に裂傷を負ったして、 なお、一缶等を潰って使用、10目の踏み込みで穴を開け、2回目の踏み込みで潰すこととなっている。	スプレー缶を缶潰し器のせん孔突起に当てて操作すべきところを、突起の位置から缶がずれたことに気づかず、穴が開かないまま押し潰された缶底の強度が低下し、2回目の操作の際に、上昇した内圧によって缶底が円周状に裂けて飛んだものと推定される。なお、スプレー缶には「使い切って捨てる」旨が、缶潰し器には「スプレー缶、ガスボンベ等は投入口の突起に当たるよう」セットする旨が、各々表示されていた。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	製造事業者
(事故発生地) 石川県	不明	(軽傷)	(E2)		(受付:2008/11/21)
2009-2221 2009/10/29	スプレー缶(制汗剤)	スプレー缶を廃棄するため、缶をレジ袋に入れて穴を開け、袋に溜まった内容物をシンクの排水口に流したところ、排水口から火が出て、吊り戸棚の下部が焦げた。	屋内(台所)で、ポリエチレン製の袋に溜まった噴射剤(LPガス、イソペンタン)などの内容物を処理したため、滞留した可燃性ガスに、静電気等の火花が引火したものと推定される。 なお、当該製品には、廃棄に際して「火気のない屋外でボタンを押してガスを抜く」旨が記載されていた。	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措置はとらなかった。	輸入事業者
(事故発生地) 東京都	不明	(拡大被害)	(E1)		(受付:2009/11/09)
2008-2795 2008/09/01	スプレー缶(虫よけ剤)	虫よけスプレーのガスが出なかったため、洗面所の棚に置いていたところ、爆発音とともに破裂して液体が壁と 天井に付着し、ガスで気分が悪くなった。	長期間(約24年)保管によってスプレー缶内部が 腐食したため、缶の肉厚が薄くなって強度が低下し、 内圧に耐えられなくなって破裂したものと推定される。	2008(平成20)年11月4日付けでホームページに告知を掲載し、古い製品に対する使用中止の注意喚起を行っている。 なお、当該製品は既に製造を終了している。	消費者センター
	虫よけスプレー (100ml) 大正製薬 (株)				
(事故発生地) 愛知県	約24年	(軽傷)	(C1)		(受付:2008/09/25)
2009-0739 2009/05/03	スプレー缶(冷却剤)	スプレー式の冷却剤を吹き付けたバンダナを肘部に巻いていたところ、翌日水ぶくれができ、凍傷と診断された。	当該製品の成分は主にLPガスと水で、LPガスの気化熱により氷を作るものであるが、本来1~2秒吹き付けて使用するところ、約5秒吹き付けたため氷の量が多くなり、過剰の氷に長時間(約30分)接触したことで凍傷に至ったものと推定される。なお、スプレー缶の裏には「適量(1~2秒)を吹き付ける」旨が記載されていた。	被害者の不注意とみられる事故であるため、措置はとらなかった。 なお、使用方法の表記がよりわかりやすくなるよう、表示の改善を検討することとした。	消費者センター
(事故発生地) 不明	約1日	(軽傷)	(E2)		(受付:2009/06/10)

	07.休健用工	13 HH																1	
管 理 番 号 事故発生年月日	品名	7	事	故	通	知	内	容	事	故	原	因	再	発	防止	措	置	情 受 付	通知者年月日
2008-3617 2008/11/17	ふろ水除菌具([*]) AGH-200	電池式	に浮か が浴槽	べてい 内に落	湯を除された たとてお おを切っ	ろ、音 リ、扌	部品のst 合おう。	全属板	さくなって固定 時等の衝撃によ 上げる際に、鋭 れ、小指を負傷	カが低下す り、銀ポを 利な状態と したものと 明書には本	るため、事故 ートが外れ、 なった銀プレ 推定される。 体を落とした	取付枠より小な品を落とした被害者が拾いい一ト端部に触	品について	措置はと 008(、銀プレ	らなかった 平成20) 一トの取付	t。 年11〕 け方法を3		消費者セ	ンター
(事故発生地)	アイリスオーヤマ	(株)																	
愛知県	約1か月							(軽傷)				(B1)						(受付:20	08/11/26)
2009-0226 2009/03/01	ふろ湯保温器(ンジ加熱式)	電子レ	を浴室	に運ん が飛び	で加熱しでいた際散り、意	祭、3	足然破裂	製して	使用の都度、 め、本体樹脂 に の強度が低ともに 損するととが噴出	、内圧の上 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	昇に耐えられ 内容物(ポリ	ιなくなって破	被害者の置はとらな		みられる事	事故であ	るため、措	製造事業	者
(事故発生地) 東京都	約18か月							(軽傷)				(E1)						(受付:20	09/04/20)
7,7772.	マスク		マス	クを値	用した。	ر <u>-</u> را	ス マ i		事故の状況か	ら 事故品	に含まれる成	・・・・・ な分によりアレ	車故盾因	が不明で	あるため	措置は、	とれなかっ	(2)	
2008-4429 2009/01/06	* ^ 9		形に湿					,,,,	ルギー性接触皮 、被害者へのパ に問題といえる 原因の特定はで	【膚炎を発症 『ッチテスト』 材料等は使	した可能性が が実施できず 用されていな	ヾ考えられたが ゛、製品には特	た。	70 P 91 C	<i>37</i>	70 (2.00)		消費者セ	ンター
(事故発生地) 北海道	約2日							(軽傷)				(G1)						(受付:20	09/01/19)
2008-0593	マスク		いもの	に替え	もらったながらな	2日ほ	まど使見	目した	スクで、当該製	品に含有さ:	れているBH	プレン製)のマ TT(酸化防止	被害者のるため、措	感受性に置はとら	よるものと なかった。	こみられ	る事故であ	消費者セ	ンター
2008/04/30			ところ が生じ	、顔に	湿疹、乳	発赤が	が出てフ	かゆみ	剤)には、皮膚 あることから、 炎の可能性が考 が実施できず、	当該物質に	よるアレルギ 、被害者への	- 一性接触皮膚)パッチテスト							
(事故発生地) 東京都	約2日							(軽傷)				(F2)						(受付:20	08/05/07)

	○7. 水庭用工川品				
管 理 番 号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事 故 原 因	再発防止措置	情報通知者受付年月日
2008-0427	マスク	マスクを使用したところ、マスクが 接触している部分が赤く腫れ上がり、	当該製品から、極微量のホルムアルデヒドが検出された(3ppm)ことから、アレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、原因物質の特定はで	被害者の感受性によるものとみられる事故であ るため、措置はとらなかった。	消費者センター
2008/02/15		温疹ができた。	を発症したものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。		
(事故発生地) 熊本県	約3日3回	(軽傷)	(F2)		(受付:2008/04/23)
2009-1576	蚊取り線香	************************************	事故品燃焼皿中の線香の残さに着火部位が8箇所あったことから、事故当時、線香は異常燃焼していたと	偶発的な事故であるため、措置はとらなかった	制化市业本
2009/07/05		れたまま、缶のふた(燃焼皿)に蚊取り線香を入れて使用していた。部屋に 風が入るため窓を閉めたところ、しば	→ みられる。吹き込む風によっておこって(熾って)い た線香の火が、風が止まった際に炎を上げ、他の部位		製造事業者
		┃ らくして突然、缶内のライターが破裂 ┃ するとともに燃焼皿が吹き飛び、火の	に燃え移って生じた異常燃焼の熱及びその他種々の条件が組み合わさったために、缶内にあったライターの内圧が上昇し、破裂に至ったものと推定される。		
		付いた線香が飛び散って周辺が焦げた。 。 。 。 。 なお、蚊取り線香の缶は、入り数が			
		50巻で、未使用の線香32巻が入っていた。			
(事故発生地) 大阪府	不明	(拡大被害)	(F1)		(受付:2009/09/09)
2009-2295	 蚊取り線香容器		再現試験の結果、蚊取り線香2巻が組み込まれた状	事故原因が不明であるため、措置はとれなかっ	, , ,
2009-2293		り線香用の容器(皿)の中で使用していたところ、畳が円形に焦げた。翌日におれた。	態で使用した場合に同様の事象が認められたことから、2巻を取り外さないまま使用したため異常な高温となり、容器の下を焦がした可能性が考えられるが、詳	<i>t</i> =.	消費者センター
2009/07/18		に、敷き布団の上で使用したところ、 敷き布団が同様に焦げた。	細な使用状況は不明であり、原因の特定はできなかっ た。		
(事故発生地)	約2回				(₩ H 0000 /11 /10)
奈良県		(拡大被害)	(G1)	2005 (m+17) #CD##/\bu	(受付:2009/11/16)
2009-0531	缶(蚊取り線香用) 	■ 蚊取り線香の缶の中の線香皿カバー を取り出そうとしたところ、線香皿カ バーの裏面で指を切った。	打ち抜きによりふたの開口部を製造した際に、開口 部の一部が鋭利であったため、当該部に触れて指にけ がを負ったものと推定される。	2005(平成17)年6月生産分より、ふた の打ち抜き部分を丸めるように加工を施した。	消費者
2009/05/19					
	30巻 缶入り				
	大日本除虫菊(株)				
(事故発生地)					
神奈川県	不明	(軽傷)	(A2)		(受付:2009/05/21)

老 吅区刀 ·	07.休健用工用品		_		
管 理 番 号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事 故 原 因	再発防止措置	情報通知者受付年月日
2008-4115	缶(蚊取線香用)	線香皿のふたの開口部に指が触れた ところ、指に切り傷を負った。	打ち抜きによりふたの開口部を製造した際に、開口部の一部が鋭利であったため、当該部に触れて指にけばなる。たれのよれなな	2008(平成20)年1月9日からは、線香皿の安全ふたの打ち抜き部分に折り込み加工を施	製造事業者
2008/09/01			がを負ったものと推定される。	し、鋭利な部分ができないよう製造工程を改善した。また、取扱説明書にも注意事項として「開口部には指を入れないようにし、内側で指を切らな	
	アース渦巻き香 30巻 缶入			いよう注意」するよう記載している。	
	ッ アース製薬(株)				
(- 1 - 1 - 1 - 1)					
(事故発生地) 千葉県	不明	 	(A2)		(受付:2008/12/26)
2006-0875	眼鏡	眼鏡を使用していたところ、両耳後 部に皮疹が発症した。	被害者は、事故品の先セルによるパッチテストで陽 性反応を示し、先セルの抽出液からアレルゲンとして	被害者の感受性によるものとみられる事故であるため、措置はとらなかった。	医療機関
2006/01/00			症例報告のある油溶性染料(C. I. Solvent Orange 60)が検出されたことから、当該物質によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、原因物質の特定はできなかった。なお、取扱説明書には、アレルギーに関する注意事	なお、関連機関へ当該案件を報告し、フレーム 業界としての対応の検討を要請した。	
			項を記載していた。		
(事故発生地) 東京都	約1か月	(軽傷	(F2)		(受付:2006/07/21)
2007-6047	L B 眼鏡	眼鏡を使用後、鼻あてやセルの先が	被害者は、事故品の先セル及び鼻あて部分からの抽	被害者の感受性によるものとみられる事故であ	- + 14688
2007/08/21		│ あたる部分が赤くなり、黒ずんできた │ 。	出物質によるパッチテストで陽性反応を示したことから、事故品に含まれる成分によりアレルギー性接触皮膚炎を発症したものと考えられるが、原因物質の特定	るため、措置はとらなかった。	医療機関
			はできなかった。 なお、取扱説明書には、アレルギーに関する注意事 項を記載していた。		
(事故発生地) 福井県	約2年	(軽傷)	(F2)		(受付:2008/02/07)
2008-2988	耳かき	耳の中に違和感があり、耳鼻科を受 診したところ、耳かきの折れた先端が	耳介(耳の穴から外側部分)などの接触面に対して 耳かきを立てた状態で使用したため、針金で作られた	既販品については他に同種事故発生の情報はな く、今後の市場を注視することとした。	消費者センター
2008/07/01		出てきた。	3連ループ形状の耳かき先端の外側ループのみに繰り返し大きな応力が加わり、疲労破壊により折損に至ったものと推定される。	なお、次回生産分より、耳かきを接触面に対して立てて使用する可能性がある耳たぶ等への使用を禁止する旨の注意表示を追加する。	
	EW-03G		なお、取扱説明書には、耳の穴の接触面に対して耳 かきを水平にして使用する方法が図示により掲載され ているが、耳かきを接触面に対して立てて使用するこ とを禁止する旨の注意表示はなかった。		
	(株)レーベン販売				
(事故発生地) 愛知県	約9か月	(製品破損)	(A4)		(受付:2008/10/07)
	I .	<u>.</u>			1

	●				
管 理 番 号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事 故 原 因	再発防止措置	情報通知者受付年月日
2008-4340	耳かき(ステンレス製)	ステンレス製の耳かきを使用してい たところ、耳の中が傷ついた。	当該品を同等品と比較したところ、バリなどの異常が認められないことから、被害者が使用時に力を入れ	被害者の誤使用とみられる事故であるため、措 置はとらなかった。	消費者センター
2009/01/06	,		すぎたため、耳の中が傷ついたものと推定される。		
(
(事故発生地) 山口県	約1日	(軽傷)	(E2)		(受付:2009/01/15)
2009-1722	浄水器	浄水器から水を注いだところ、吐水 口付近のメッキが剥がれて、水の中に	当該器は専用水栓タイプの浄水器で、吐水口が 360度回転し、吐水の向きを調整できる構造である	2009(平成21)年10月13日付けホームページに社告を掲載し、無償修理(部品交換)	製造事業者
2009/09/02		混入した。	が、吐水ヘッド内面と吐水パイプ先端が接触して擦れるため、吐水ヘッドを着脱及び回転させた際に吐水パイプ先端のメッキが剥がれたものと推定される。	を行っている。	农坦尹未行
	OH-B10J		コンカが明のアクスがあり、そのでは、日のアと日本社ともの。		
	ヤマハ発動機(株)				
(事故発生地) 静岡県	不明	(製品破損)	(A1)		(受付:2009/09/24)
2007-0184	洗濯用洗剤	Tシャツを着用したところ、接触部 位にかゆみを伴う発疹(紅斑及び丘疹	Tシャツから、多量の洗剤成分(界面活性剤等)が 検出されたことから、これらの成分により接触皮膚炎	事故原因が不明であるため、措置はとれなかっ た。	医療機関
2007/01/04)を発症した。	を発症した可能性が考えられるが、個別物質によるパッチテストなどが実施できず、原因の特定はできなかった。	120	△7原1及(大)
			J/L ₀		
(事故発生地) 兵庫県	不明	(軽傷)	(G1)		(受付:2007/04/10)
2009-1391	脱毛器(うぶ毛取り器	うぶ毛取り器を顔にあてて使用した	被害者は、初回使用時に痛みを感じた後にも再度使用していることから、無理な使用を続けたことで広が	他に同種事故発生の情報はないことから、今後 の事故発生状況を注視することとし、既販品につ	沙弗·老 L >
2009/08/17)	ところ痛みがあり、翌日に顔が熱を持って腫れ、病院で毛膿炎と診断された。	った毛穴に雑菌が入り、毛膿炎になったものと推定される。	いての措置はとらなかった。 なお、使用に際して肌を清潔にする旨を追記す	消費者センター
	フェイスエピローラー		なお、取扱説明書には、使用中、使用後にかゆみ等の異常がある場合は直ちに使用を中止する旨は記載されていたが、使用に際して洗顔等で肌を清潔にする等	るなど、取扱説明書を改善した。	
	7 - 1 / 1 / -		の説明が十分ではなかった。		
	(株)コジット				
(事故発生地) 東京都	約1日2回	(軽傷)	(B4)		(受付:2009/08/24)
STAND MI		(柱例/	(04)		

管 理 番 号 事故発生年月日	品 名	事故通知内容	事 故 原 因	再発防止措置	情報通知者受付年月日
2009-0051	綿棒	線棒で耳かきをしていたところ、耳 の中で先端部分の綿が全て軸から外れ	接着剤の不足、金型の調整不足等の製造上の不具合があり、使用中に先端の綿部分が軸から離脱したもの	他に同種事故発生の情報はないことから、今後 の事故発生状況を注視することとし、既販品につ	消費者センター
2009/04/01		、取れなくなった。	と推定される。	いての措置はとらなかった。 なお、金型を再調整し、接着剤の量を増加する とともに、品質管理体制を強化した。	
	ブラック綿棒180P				
	石田工業(株)				
(事故発生地) 静岡県	不明	(製品破損)	(A2)		(受付:2009/04/03)